

第9期 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の取組実績、課題、今後の方向性等

資料3	
令和8年度（2026年度）第1回熊本県社会福祉審議会	高齢者福祉専門分科会 保健福祉推進部会
令和8年（2026年）7月24日（金）	

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
(1)	①	○高齢者の社会参加に向けた意識啓発・活動の場の提供	・熊本さわやか長寿財団との連携により、高齢社会のリーダー育成を目的に「熊本さわやか大学校」を運営したほか、健康、交流、生きがいづくり等を目的に、スポーツ・囲碁・将棋の大会やシニア美術展を開催した。（R7：大学校卒業生50人、スポーツ大会1,585人、囲碁将棋大会116人、美術展262点が参加） ・スポーツ大会出場選手や美術展出品者等を「熊本さわやか知恵袋」に登録し、地域活動に派遣した。（R7：活動実績1回）	継続	・熊本さわやか長寿財団が行う熊本さわやか大学校や、スポーツ・囲碁将棋大会、シニア美術展の開催、熊本さわやか知恵袋の取組みを支援する。	・さわやか大学校等の参加者が減少しており、利用者の増加を図る必要がある。	・高齢者の社会参加の促進や活躍の場の提供のため、 <u>更なる取組みの周知や、内容の見直し・充実を図る。</u>	高齢者支援課企画班
(1)	①	○高齢者の社会参加に向けた意識啓発・活動の場の提供	・高齢者をはじめ、地域住民等の支援を得ながら、子どもに地域の学びの場等を提供する「地域の学習教室」の開催を支援した(R7実績：教室の新規登録7件、利用者数126名)。 ・また、子どもが安全・安心に利用できる「子ども食堂」の開設を支援し、子どもの学習支援や居場所づくりを行った(R7実績：新規開設等の相談対応、アドバイザー派遣、講習会の実施、支援者との連携構築ほか)。	継続	・引き続き、高齢者をはじめ、地域住民等の支援を得ながら、子どもに地域で学びの場等を提供する「地域の学習教室」の開催支援や、子どもが安全・安心に利用できる「子ども食堂」の開設・運営等を支援し、子どもの学習支援や居場所づくりにつなげる。	・「地域の学習教室」と「子ども食堂」はいずれもニーズが多様化する中で、安全面や衛生面等に配慮した適正かつ息の長い運営が求められており、そのためにはひとりでも多くの支援者・協力者が必要である。 また、関係者や関係団体等による連絡相談体制の確立や、学びの場や安心できる居場所を必要とする子どもたちへのアウトリーチにも注力する必要がある。	・「地域の学習教室」の開催支援については、県ひとり親家庭福祉協議会にコーディネーターを置き、地域の実情に合わせて、開所数、利用者数、登録数の増加を目指す。 ・「子ども食堂」の開設・運営等の支援については、ロジハブであるネットワーク団体を通して、地域の子どもの食堂に対し、支援者とのマッチングや食材の配布、必要な情報提供、相談対応などを行う。	子ども家庭福祉課ひとり親家庭福祉班
(1)	①	○高齢者の社会参加に向けた意識啓発・活動の場の提供	・高齢者を含む、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を実施した。 (1) 中学生等への学習機会を提供する「地域未来塾」を実施(30市町村56中学校で高齢者を含む学習支援員が活動) (2) 子供の安全・安心な活動拠点を設け、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子供教室」を実施(33市町村91箇所で高齢者を含むボランティア等が活動)	継続	・引き続き、高齢者を含む、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を実施する。 (1) 中学生等への学習機会を提供する「地域未来塾」を実施(高齢者を含む学習支援員が活動) (2) 子供の安全・安心な活動拠点を設け、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子供教室」を実施(高齢者を含むボランティア等が活動)	・高齢者を含む多くの方がボランティア等で地域学校協働活動に参加していただいている。しかし、地域によっては、後継者のなりてが不足するなどの人材不足の課題が出てきている。	・幅広い地域住民等の参画に向けて市町村と連携して啓発を図りながら、今後も継続して実施する。	社会教育課社会教育連携班
(1)	①	○老人クラブ活動の推進(シルバーヘルパーの育成等)	・高齢者が相互に支援し合う地域社会をつくるため、友愛訪問員(シルバーヘルパー)を養成する講習会を開催した(19回、R7年度終了証交付者数349人)。	継続	・引き続き、シニア(老人)クラブの活動を活性化させ、高齢者が相互に支援し合う地域社会をつくるため、友愛訪問員(シルバーヘルパー)を養成する講習会を開催し、前年度の終了証交付者数が維持できるよう周知を図る。	・コロナ禍以降シニア(老人)クラブの会員数・友愛訪問員(シルバーヘルパー)が減少している。	・引き続き、高齢者が相互に支援し合う地域社会をつくるため、シニア(老人)クラブの活動の周知や、友愛訪問員(シルバーヘルパー)を養成する講習会を開催し、地域で活躍する友愛訪問員(シルバーヘルパー)を増加させていく。	高齢者支援課企画班
(1)	①	○ボランティア活動への参加促進	・熊本県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に参加しやすい体制整備を促進した。 ・県ボランティアセンターの運営費等を助成した。	継続	・引き続き、熊本県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に参加しやすい体制整備を促進する。 ・県ボランティアセンターの運営費等を助成する。	・中核的な運営者の高齢化や加入団体の減少等により、新たな担い手の育成が求められている。	・熊本県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会によるボランティアセンターの円滑な運営及び担い手育成・確保のため、必要な支援を行う。	健康福祉政策課地域支え合い支援室地域福祉班
(1)	①	○ボランティア活動への参加促進	・5市町村(宇土市、山鹿市、荒尾市、小国町、五木村)に対する伴走支援、生活支援コーディネーターに対する研修の実施等を通じて、介護予防・生活支援サービスにおける住民主体のサービスや通いの場等の実施を支援した。	継続	・引き続き、県内4市町村(予定)に対する伴走支援、生活支援コーディネーターに対する研修の実施等を通じて、介護予防・生活支援サービスにおける住民主体のサービスや通いの場等の実施を支援する。	・今後も高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、介護保険サービス以外の生活支援の担い手やサービスの開発、充実が求められる。	・高齢者が地域で生活を継続していくための社会資源の一環として生活支援コーディネーターの活動の推進やボランティアの育成、参加促進を促していく。	認知症施策・地域ケア推進課地域ケア推進班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
7	(1)	① ○ボランティア活動への参加促進	・熊本さわやか大学卒業生で作る「さわやかボランティアーズ」が実施する環境美化作業等の活動を支援した。	継続	・引き続き、さわやか長寿財団と連携し、熊本さわやか大学卒業生で作る「さわやかボランティアーズ」が実施する環境美化作業等のボランティア活動を支援する。	・高齢者の積極的な社会参加を図るため、 <u>継続した高齢者の地域活動の場づくり</u> が必要。	・高齢者の社会参加を促進するため、引き続き、さわやか長寿財団と連携し、「 <u>さわやかボランティアーズ</u> 」が行う環境美化活動等のボランティア活動を支援する。	高齢者支援課 企画班
8	(1)	② ○高齢者の希望や能力に応じた多様な就労の促進	・県シルバー人材センター連合会の運営費及び同連合会が行う派遣事業に伴う経費を助成し、シルバー人材センター会員の就労を支援した（R7補助金交付額7,974千円。請負受注件数55,903件、派遣事業件数779件）。 ・各広域本部・地域振興局に設置するジョブカフェ・ランチにて、高齢者の就労に係る多様な支援を実施した。（R7 65歳以上相談件数 814件）	継続	・引き続き、県シルバー人材センター連合会の運営費及び同連合会が行う派遣事業に伴う経費を助成し、シルバー人材センター会員の就労を支援する。 ・各広域本部・地域振興局に設置するジョブカフェ・ランチにて、高齢者の就労に係る多様な支援を実施し、引き続き、就労機会の拡大に向けた取組を推進する。	・法改正による会員の減少や高齢化を踏まえ、 <u>就業先の確保が必要</u> 。 ・高齢者の求職ニーズに沿った就労を叶えるための求人開拓が必要。	・高齢者の希望に応じた就業先が提供できるよう <u>県シルバー人材センター連合会の取組を引き続き支援</u> する。 ・高齢者就労に関する企業等への理解促進を図り、業務の切り出し等のアドバイスを行う等の取組により <u>就労のマッチングを推進</u> する。	労働雇用創生課 県内雇用促進班
9	(1)	③ ○老人クラブによる健康づくりの活動推進	・シニア（老人）クラブが取り組んでいるスポーツ・健康活動を支援し、高齢者の健康づくりを推進した（25市町村、99事業）。	継続	・引き続き、シニア（老人）クラブが取り組んでいるスポーツ・健康活動を支援し、高齢者の健康づくりを推進するとともにシニア（老人）クラブの活動を活性化させる。	コロナ禍以降、 <u>シニア（老人）クラブの会員数が減少</u> している。	引き続き、 <u>シニア（老人）クラブの会員数の減少抑制のため、老人クラブの活動の周知</u> を行い、加えて、 <u>シニア（老人）クラブが取り組んでいるスポーツ・健康活動を支援</u> し、高齢者の健康づくりを推進していく。	高齢者支援課 企画班
10	(1)	③ ○高齢者の身体活動・運動の推進	・Instagram等SNSでの周知啓発や、くまもとスマートライフアプリ（歩数計アプリ）活用の推進、ウォーキングイベント等の開催により、日常生活での運動習慣の定着を推進した。	継続	・引き続き、Instagram等SNSでの周知啓発や、健康づくりに関するイベント等の開催により、健康づくりの関係団体と連携して日常生活での身体活動の増加や運動習慣の定着を推進する。	・各市町村にて健康アプリの普及が進んだため、くまもとスマートライフアプリをR8年度で終了予定とし、市町村への支援や今後の周知啓発方法について検討する必要がある。	・Instagram等SNSでの周知啓発等、 <u>健康づくりに関するイベント等の開催</u> により、市町村や健康づくりの関係団体と連携して日常生活での身体活動の増加や運動習慣の定着を推進する。	健康づくり推進課 健康長寿・食育班
11	(1)	③ ○高齢者の身体活動・運動の推進	・運動習慣を改善する者の増加に向けた支援強化を目的として、関係機関を対象とした研修会（令和7年8月1日）を開催した。		・例年、体育保健課・障がい者支援課共同で研修会を開催していたが、協議のうえ、参加者の減少や予算の関係上、昨年をもって開催しないこととなった。今後は、上記に統合する。			健康づくり推進課 健康長寿・食育班
12	(1)	③ ○高齢者の身体活動・運動の推進	・県ホームページ内で通いの場について内容を更新。フレイル予防のリーフレットの掲載、短期集中予防サービスに関する動画を掲載し、介護予防の普及啓発を図った。	継続	・引き続き、県ホームページ内で通いの場について情報提供を行う。また、フレイル予防のリーフレットの掲載、短期集中予防サービスに関する動画を掲載し、介護予防の普及啓発を図る。	・今後さらに介護予防の必要性が高まることから、 <u>通いの場ホームページの内容を充実させ、普及啓発を図る</u> 必要がある。	・通いの場を含めた介護予防に関するリーフレットや動画の作成、県ホームページ内の通いの場に関する内容の更新など、 <u>引き続き、通いの場等による介護予防の普及啓発</u> を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
13	(1)	③ ○高齢者の食生活の支援	・「くま食健康マイスター店」の拡大（令和8年3月末現在236店舗）及び県民への普及啓発を図り、自然に健康になれる食環境整備を推進した。 ・熊本県栄養士会や食生活改善推進員連絡協議会と連携し、様々な機会を捉えて、高齢者の低栄養予防について普及啓発を図った。	継続	・目標達成に向けて、引き続き「くま食健康マイスター店」の拡大及び県民への普及啓発を図り、自然に健康になれる食環境整備を推進する。 ・熊本県栄養士会や食生活改善推進員連絡協議会と連携し、様々な機会を捉えて、高齢者の低栄養予防について普及啓発を実施する。	・「くま食健康マイスター店」は令和11年度末までに500店舗を目標としているため、引き続き、店舗拡大に向け、飲食店へ積極的にアプローチしていく必要がある。	・引き続き、「くま食健康マイスター店」の拡大及び県民への普及啓発を図り、自然と健康になれる食環境整備を推進する。 ・保健所や食生活改善推進員と連携し、様々な機会を捉えて、 <u>高齢者の低栄養予防について普及啓発</u> を図る。	健康づくり推進課 健康長寿・食育班
14	(1)	③ ○高齢者の歯・口腔の健康づくり	・要介護者及び介護予防対象者の口腔ケア及び口腔機能の維持・向上に寄与する人材の養成を図るために、熊本県歯科医師会、熊本県歯科衛生士会が主催する歯科医師、歯科衛生士等を対象とした研修会（延べ7回）の経費を助成した。	継続	・要介護者及び介護予防対象者の口腔ケア及び口腔機能の維持・向上に寄与する人材の養成を図るため、昨年度に引き続き、熊本県歯科医師会、熊本県歯科衛生士会が主催する歯科医師、歯科衛生士等を対象とした研修会に係る経費を助成する。	今後更に増加すると見込まれる在宅療養者の疾病や介護度の重症化の予防のため、引き続き <u>口腔ケア及び口腔機能の維持・向上に寄与する人材の養成</u> を図る必要がある。	・ <u>歯科医師、歯科衛生士等を対象とした研修会等</u> を通じ、 <u>高齢者の口腔ケア及び口腔機能の維持・向上に寄与する人材の養成</u> を図り、引き続き、 <u>オーラルフレイルの予防を推進</u> する。	健康づくり推進課 がん対策・歯科保健推進班 認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
(1)	③	○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組への支援	・熊本県、熊本県後期高齢者医療広域連合、熊本県国民健康保険団体連合会で年3回三者協議を実施することで連携を図り、市町村への情報提供や助言等を行った。 ・熊本県後期高齢者医療広域連合や熊本県国民健康保険団体連合会等と連携し、関係団体との連絡調整、市町村向け研修会の開催(7/16、11/13)、市町村への情報提供や助言等の支援を実施した。 ・市町村の効果的な取組みの推進に向けて、県内市町村の医療・健診等データの分析等を実施した。	継続	(国保・高齢者医療課) ・引き続き、熊本県後期高齢者医療広域連合や熊本県国民健康保険団体連合会等と連携し、関係団体との連絡調整、市町村向け研修会の開催、市町村への情報提供や助言等の支援を実施。また、市町村の効果的な取組の推進に向けて、県内市町村の医療・健診等データの分析等を実施。 (健康づくり推進課) ・市町村の効果的な取組みの推進に向けて、県内市町村の医療・健診等データの分析等を実施した。	(国保・高齢者医療課) 令和7年度までに全市町村で取り組みはできたが、専門性の高い歯科や薬剤関係等について実施の困難な事業がある。 (健康づくり推進課) ・県内市町村の医療・健診等データの分析等を実施し、保健所、市町村等への情報還元を継続する必要がある。	(国保・高齢者医療課) ・引き続き、熊本県後期高齢者医療広域連合、熊本県国民健康保険団体連合会等の関係団体と連携し、全市町村で取組み実施が実現できるよう必要とされる専門分野をテーマに研修を行う。 ・関係団体等と連携して市町村への情報提供や助言、研修会の実施等を行い、取組み内容の質的向上を図る。 (健康づくり推進課) ・関係団体等と連携して市町村への情報提供や助言、研修会の実施等を行い、取組み内容の質的向上を図る。	国保・高齢者医療課 認知症施策・地域ケア推進課 健康づくり推進課 健康長寿・食育班
(1)	③	○農業・農村との連携	むらづくり協議会による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援の取組を支援した(5地区：山鹿市番所地区、球磨村一勝地地区、八代市東陽地区、山江村全域地区、天草市宮地岳地区)。	継続	・引き続き、むらづくり協議会による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援の取組を支援する。	・農地・農村の持つ心身の機能回復効果や、農地保全する必要性について、啓発・普及する必要がある。	・地域住民団体や社会福祉法人等による、農業と健康づくり等が連携した農地保全対策の啓発・普及活動を支援する。	むらづくり課 元気な農村づくり班
(1)	③	○総合型地域スポーツクラブの育成支援	・高齢者スポーツの推進も含め、これまでの取組内容や成果を分析して策定した第3期熊本県スポーツ推進計画の進捗状況を検討した。 ・市町村スポーツ主管課と健康づくり主管課の連携した取組の推進を目的とした研修会を開催し、各市町村の課題に沿った事例の紹介や情報提供を行った(1回)。 ・高齢者等の健康増進を含めた地域課題の解決に向け、総合型地域スポーツクラブの育成及び充実を図ることを目的とした市町村訪問を行った(3回)。	継続	・高齢者スポーツの推進も含め、これまでの取組内容や成果を分析して策定した第3期熊本県スポーツ推進計画の進捗状況を検討し、次年度の事業に反映する。 ・市町村スポーツ主管課と健康づくり主管課の連携した取組の推進について、先行事例の紹介や情報提供を行う。 ・高齢者等の健康増進を含めた地域課題の解決に向け、総合型地域スポーツクラブの育成及び充実を図ることを目的とした市町村訪問を行う。	・誰もがいつでも運動ができる機会を持てるように、総合型地域スポーツクラブを県内の全市町村に設立するためには、継続して安定的な運営や指導者の育成、活動内容を充実させるための支援が必要である。 ・各市町村での計画的・総合的なスポーツ施策の実施のための推進計画の策定が必要である。	・今後も県スポーツ協会と連携して、総合型地域スポーツクラブの質的充実を目的としている登録・認証制度の活用を促し、登録するクラブ数を増やしていく。 ・国や県の施策説明及び好事例の紹介を行うことで、各地域でスポーツを活用したコミュニティを構築するとともに、地域に根ざしたクラブの育成を図る。 ・各市町村における地域スポーツ推進計画の策定を促し、県民の誰もが主体的にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進める。	体育保健課 スポーツ振興班
(1)	④★	○地域リハビリテーション推進体制の整備	・県内1か所の熊本県地域リハビリテーション支援センター、県内17か所の地域リハビリテーション広域支援センター(医療機関や介護老人保健施設)、県内111か所の地域密着リハビリテーションセンターからなる3層構造により、介護予防活動等に対する専門職の派遣体制を確保し、研修会や連絡会の開催、相談対応、実地支援等を実施した。 ・地域リハビリテーション広域支援センターや地域密着リハビリテーションセンターから、通所、訪問、地域ケア会議及び介護予防に係る住民運営の通いの場等に専門職を派遣した。	継続	・引き続き、熊本県地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター(医療機関や介護老人保健施設)、地域密着リハビリテーションセンターからなる3層構造により、介護予防活動等に対する専門職の派遣体制を確保し、研修会や連絡会の開催、相談対応、実地支援等を実施する。 ・また、地域リハビリテーション広域支援センターや地域密着リハビリテーションセンターから、通所、訪問、地域ケア会議及び介護予防に係る住民運営の通いの場等に専門職を派遣し、地域リハビリテーション推進体制整備の強化に取り組む。	・地域リハビリテーション広域支援センター及び地域密着リハビリテーションセンターからの専門職派遣により、各地域の介護予防事業等の支援を行っているが、近年地域ケア会議への参加など、地域課題解決に向けた市町村事業への関わりが減少傾向にある。 ・本県における地域リハビリテーション提供体制の要となる地域リハビリテーション広域支援センターが、市町村における介護予防事業等の効果的な実施に向けて支援することができるよう、人材の育成が必要である。 ・また、引き続き、市町村や圏域のリハビリテーション関係者及び介護予防関係者等を対象とした技術的支援がも必要である。	・県地域リハビリテーション支援センター等と連携しながら地域リハビリテーション広域支援センター等を対象とした技術的支援、人材育成を行う。(専門職の技術向上に向けた研修会や広域支援センター連絡協議会の開催等) ・また、地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、地域における研修会や連絡会議、リハビリテーション専門職派遣調整、相談支援等を実施する。併せて、地域リハビリテーション広域支援センター及び地域密着リハビリテーションセンターにおいて、市町村等における地域ケア会議や介護予防に係る住民運営の通いの場等への支援を実施する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
(1)	④★	○災害時のリハビリテーション体制の整備	・災害時のリハビリテーション活動への協力を県地域リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの業務の一つに位置付け、災害時の支援に向けた連携を図った。 ・地域リハビリテーション推進会議において、過去の大規模災害発生時における地域リハビリテーション体制に関係者と共有及び意見交換を行った。	継続	・引き続き、災害時のリハビリテーション活動への協力を県地域リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの業務の一つに位置付け、災害時の支援に向けた連携を強化する。	・災害発生時に地域リハビリテーション体制を迅速かつ円滑に構築するため、JARTや県地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センターとの連携や、関係機関との協議等連携体制の整備が必要である。	・JRATとの連携や復興リハビリテーションセンターから地域リハビリテーションセンター体制に移行するまでの災害時の連携体制の整備を引き続き行っていく。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
20	(1)	④★ ○地域包括支援センターの機能強化	・地域包括支援センターの充実・機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センター職員等を対象とした研修会を開催（実績：2回）した。 ・市町村等がセンター事業を評価し、適切な人員配置や業務の重点化・効率化について取り組むことができるよう支援を行った。 ・市町村へ取組状況調査を実施し、その結果等に基づき各市町村の課題や特徴を踏まえたうえで、各市町村が目指す「地域包括ケアシステム」の実現に向けて伴走型による支援を実施（実績：5団体）するとともに、他市町村への好事例の展開を図った。	継続	・引き続き、地域包括支援センターの充実・機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センター職員等を対象とした研修会を開催し、ケアマネジメント力の向上などの人材育成に取り組む。 ・併せて、市町村等がセンター事業を評価し、適切な人員配置や業務の重点化・効率化について取り組むことができるよう支援を行う。	・地域では人口減少や過疎化が進む中で高齢者をはじめ、様々な住民の相談を受ける相談機関として、地域包括支援センターの機能強化が求められており、 職員の充実や資質向上が重要である。 ・ 身寄りがないなど、複合的な課題を抱える高齢者の増加に対応するための相談体制・ケアマネジメント体制の整備が必要となる。	・地域包括支援センターの機能強化に向け、職員を対象とした研修会の開催を継続し、専門知識の取得や資質の向上を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
21	(1)	④★ ○地域包括支援センターの機能強化	・障がい分野や児童福祉分野など他分野との連携促進を図り、属性や世代を問わない包括的な支援体制を構築するため、市町村研修会の開催（参加者88名）や市町村へのアドバイザー派遣（3市村）等を実施した。	拡充	・障がい分野や児童福祉分野など他分野との連携促進を図り、属性や世代を問わない包括的な支援体制を構築するため、年間を通して3～4回程度市町村研修会を開催して人材育成や制度理解の促進を図るとともに、市町村へのアドバイザー派遣を行う。	・「8050問題」や「ダブルケア」など、 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる分野横断的な包括的支援体制の整備が求められている。	・既存の地域資源を効果的に活用した包括的支援体制を整備できるよう、県で 市町村に対して伴走支援 を行い、地域共生社会の実現を目指す。	健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班
22	(1)	④★ ○地域ケア会議の充実・機能強化	・各地域で自立支援型ケアマネジメントの充実に向けた地域ケア会議が実施されるよう、市町村や地域包括支援センター職員、多職種を対象とした研修会の実施を支援した。（延べ参加者96名） ・地域ケア会議のメンバーとなりうるリハビリテーション専門職を対象とした研修において、地域ケア会議の意義と必要性について説明を行った。（計3日、延べ参加者212名） ・県下の各自治体の地域ケア会議の開催状況等の調査結果をフィードバックし、他自治体の状況を参照できるようにした。	継続	・引き続き、各地域で自立支援型ケアマネジメントの充実に向けた地域ケア会議が実施されるよう、市町村や地域包括支援センター職員、多職種を対象とした研修会を開催する。 ・県下の各自治体の地域ケア会議の開催状況等の調査結果をフィードバックし、他自治体の状況を参照できるようにする。	・地域ケア会議の個別会議の開催は進んでいるが、地域によっては、自立支援型の会議の開催や地域課題の抽出、政策形成に資する 地域ケア推進会議の開催ができていない。	・各地域で自立支援型ケアマネジメントの充実に向けた地域ケア会議が実施されるよう、先進地事例等から手法を学び、知識、技術の向上を図ることを目的に 市町村や地域包括支援センター職員、多職種を対象とした研修会等の実施に対する支援を継続する。 ・併せて、市町村への取組状況調査やヒアリング等を通して、各市町村の課題や特徴を踏まえたうえで、 伴走型による支援の実施や好事例の展開 を図っていく。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
23	(1)	④★ ○高齢者の自立支援に向けた多職種に対する人材育成	・歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の多職種を対象とする研修会の開催（実績：7回）や運営に係る経費を助成（実績：3件、2,734千円）し、高齢者の自立支援に向けた人材育成を推進した。	継続	・引き続き、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の多職種を対象とする研修会の開催・運営に係る経費を助成し、高齢者の自立支援に向けた人材育成を推進する。	・高齢者の自立につながる適切なケアマネジメントやサービス提供に資する専門職の共通認識の形成、地域の実情に応じたサービスを創出・提供するための知識や技術が求められている中、 自立支援や介護予防の取組み及び医療と介護をつなぐ役割を担う医療・介護・生活支援等に関わる多職種の資質向上が必要。	・今後も、高齢者の自立支援のためのケアマネジメントを推進するため、 様々な職種に対して、自立支援思考の意識の醸成や自立支援のスキルアップ、多職種連携体制の構築を支援する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
24	(1)	⑤ ○介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援サービスの充実	・市町村や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを対象に地域ケア会議、通いの場等を通じた地域づくりや買い物、配食など、多様な生活支援サービスの充実に向けた研修会等を実施した。（3回） ・熊本県生活支援体制整備事業市町村取組事例集を作成し、各自治体の取組を参照できるようにした。 ・5市町村（宇土市、山鹿市、荒尾市、小国町、五木村）に対して伴走型支援を実施し、地域の関係者と課題解決に取り組み、好事例の展開を図った。	継続	・引き続き、介護予防・日常生活支援事業の充実に向けた市町村・地域包括支援センターに対する研修会を実施する。 ・市町村や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを対象に地域ケア会議、通いの場等を通じた地域づくりや買い物、配食など、多様な生活支援サービスの充実に向けた研修会等を実施する。	・今後も高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、 介護予防・総合事業の充実、介護保険サービス以外の生活支援の担い手やサービスの開発、充実が必要。	・効果的な事業の実施に向け、市町村への取組状況調査やヒアリング等を通して、 各市町村の課題や特徴を踏まえたうえで、伴走型による支援の実施や好事例の展開 を図っていく。 ・生活支援コーディネーターの養成及び資質を向上させ、高齢者が安心して地域で暮らすことができる体制整備に継続して取り組む。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
25	(1)	⑤ ○「地域の縁がわ」の普及促進	・地域の縁がわ等の新規立ち上げや他機関連携への補助に加え、地域の縁がわ5つ星プロジェクト（見守り、会食・配食、買い物支援、健康づくり、学び）+α（ICT・防災）の取組みへの補助を行い、活動内容の充実を図った。	拡充	・地域の縁がわ等の新規立ち上げや他機関連携への補助に加え、地域の縁がわ5つ星プロジェクト（見守り、会食・配食、買い物支援、健康づくり、学び）+α（ICT・防災）の取組みへの補助を行い、活動内容の充実を図る。また、地域の核となる縁がわの育成に向けて市町村との連携を強化する。	・市町村において 地域の縁がわに対する認識や活用が進んでいない状況がある。担い手の高齢化の問題や、活動休止・廃止になった団体も多くあるため、見直しが必要。	・包括的支援体制を整備するため、 地域の縁がわを市町村における地域資源として活用促進 を図る。	健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
26	(1)	⑤	○中山間地域等における在宅サービス提供体制づくりへの支援	継続	・引き続き、中山間地域等においても、高齢者が住み慣れた家や地域で安心した生活を継続することができるよう、地域の関係機関や住民が一緒に支え合い活動を展開するなど、地域の実情に応じた暮らしを支える在宅サービスの提供体制づくりを推進した。(2団体、1,613千円)	・中山間地域等において高齢者が住み慣れた家や地域で安心した生活を継続するための提供体制を維持するためには、 新たな生活支援サービスの担い手が必要。	・中山間地域等においても、高齢者が住み慣れた家や地域で安心した生活を継続することができるよう、地域の関係機関や住民が一緒に支え合い活動を展開するなど、 地域の実情に応じた暮らしを支える在宅サービスの提供体制づくりの推進を継続する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
27	(1)	⑤	○移動手段の充実	継続	・引き続き、知事部局と警察本部の高齢者及び交通関係の施策に携わる課と連携を図った。	・知事部局と警察本部の高齢者及び交通関係の施策に携わる課による連携を強化し、 高齢者が安心して生活できる地域作りが必要。	・引き続き、 知事部局と警察本部の高齢者及び交通関係の施策に携わる課による連携を推進する。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
28	(1)	⑤	○移動手段の充実	継続	・引き続き、市町村や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを対象に地域ケア会議、通いの場等を通じた地域づくりや買い物、配食など、多様な生活支援サービスの充実に向けた研修会等を実施する。	・今も高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、 介護保険サービス以外の生活支援の担い手やサービスの開発、充実が求められる。	・ 研修や好事例の横展開などを通して、地域での取り組みの推進を図る。 ・ 生活支援コーディネーターの養成及び資質向上により、高齢者が安心して地域で暮らすことができる体制整備に継続して取り組む。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
29	(1)	⑤	○移動手段の充実	継続	・引き続き、交通事業者等への認知症サポーター養成の実施について働きかけを行い、交通事業者等による見守り支援の取組を促進する。	・認知症の人が公共交通機関を利用しやすくなるよう、業務上、 認知症の人とかかわる機会の多い交通事業者に対する周知啓発を強化 する必要がある。	・引き続き、交通事業者等への認知症サポーター養成講座の実施について働きかけを行うことで、交通事業者による見守り支援の取り組みを一層推進する。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
30	(1)	⑤	○移動手段の充実	拡充	・引き続き、市町村担当者を対象とした研修会の実施や市町村の地域公共交通会議等への参画により、地域公共交通の維持・確保に取り組む。 ・さらに、地域課題の解決に向けて実効力のあるコミュニティ交通施策を検討・実施する市町村に対し、重点的な支援を実施する。(熊本県コミュニティ交通活性化総合交付金を創設)。	特に地方における 路線廃止・減便が相次いでおり、生活交通の確保が困難な地域が発生 している。	市町村が生活交通の確保に向けた取組を実施するための、インセンティブとなるような支援制度を確立するとともに、公共交通の利便性向上に向け、引き続き連携して取組を進めていく。	交通政策課 地域交通班
31	(1)	⑥	○多様な見守り体制の構築	継続	・引き続き、「熊本見守り応援隊」の協定締結事業者の拡大や関係団体との情報交換会の開催等により、見守りネットワークの強化を図る。 ・地域住民を対象に、地域におけるコミュニティ形成や見守り活動などに関する研修を実施(5市町)し、地域福祉活動のけん引役となる「福祉のまちづくりリーダー」を養成した。	・熊本見守り応援隊の 更なる活動強化のため、協定締結事業者と関係機関(県、社協、民児協、警察等)の連携強化を図る必要がある。 ・少子高齢化の中で、 地域福祉の担い手不足が進行しているため、地域福祉人材の育成が必要 である。	・互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会をめざし、 協定締結事業者と関係機関の情報交換会等を実施し、多様な主体の見守り体制の充実を図る。 ・地域福祉の考え方を理解して地域の課題やニーズをまとめ、地域福祉活動のリーダーとなる人材を養成するため、 地域課題に合った研修メニューを設定し、多様なリーダーの育成を図る。	健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班
32	(1)	⑥	○高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済	継続	・引き続き、「熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会」の構成団体等へ、消費者被害に関する情報提供を随時行い、消費者被害の未然防止を図る。 ・機会を捉えて、構成団体が開催する研修会等へ参加し、消費者被害に関する情報提供を行う。また、市町村に対し、消費者安全確保地域協議会の設立に向けた取組の要望を行う。 ・「熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会(R7.12.11)」を開催し、構成員と情報共有を図った。	・消費者安全法に基づく 見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ば であるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。 国(消費者庁)の政策目標である「設置市区町村の都道府県人口カバー率50%以上」は本県で既に達成しているため、今後の国の方針を注視し、県内の対応を検討する必要がある。	・引き続き、県内における消費者安全確保地域協議会未設置の 39市町村に対し、設置を促すためのより実効的な働きかけ を行い、設置市町村数の増加に努めるとともに、国の見守りネットワークに関する動向を注視し、 新たな方針等が示された場合はその情報を速やかに連絡協議会構成団体・市町村と共有し、今後の見守り活動について検討していく。 ・「熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会」の定例会議に併せて、 各機関から講師を招いて研修会・講演会等 を企画し実施するなど、構成員の意識強化を図るとともに、構成員間の横の連携をより深める場を提供していく。	消費生活課 企画推進班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
33	(1)	⑥ ○老人クラブによる見守り活動等の推進 【再掲】(1)①	・高齢者が相互に支援し合う地域社会をつくるため、友愛訪問員（シルバーヘルパー）を養成する講習会を開催した（19回、R7年度終了証交付者数349人）。	継続	・引き続き、シニア（老人）クラブの活動を活性化させ、高齢者が相互に支援し合う地域社会をつくるため、友愛訪問員（シルバーヘルパー）を養成する講習会を開催し、前年度の終了証交付者数が維持できるよう周知を図る。	・コロナ禍以降シニア（老人）クラブの会員数・友愛訪問員（シルバーヘルパー）が減少している。	・引き続き、高齢者が相互に支援し合う地域社会をつくるため、シニア（老人）クラブの新規会員獲得による活性化のため、シニア（老人）クラブの活動の周知や、友愛訪問員（シルバーヘルパー）を養成する講習会を開催し、地域で活躍する友愛訪問員（シルバーヘルパー）を増加させていく。	高齢者支援課企画班
34	(2)	① ○早期発見・早期診断・早期対応のための体制整備	・研修を通じて認知症初期集中支援チーム員としての知識や技術の習得、個別事案に対する対応力の向上等を図り、チーム活動を支援した。 ・また、認知症初期集中支援チームが一般にはあまり知られていないという課題があるため、市町村広報媒体や啓発イベント等を活用し周知を図った。	継続	・引き続き、研修を通じて市町村の認知症初期集中支援チーム員としての知識や技術の習得、個別事案に対する対応力の向上等を図り、チーム活動を支援することで、認知症の早期発見・早期対応につなげる。また、市町村と協力して広報媒体や啓発イベント等を活用し周知を図る。	・訪問件数は増加傾向であるが、協力できる医師の確保や、包括業務とのすみ分け等の課題がある。	・引き続き、研修を通じて市町村の認知症初期集中支援チーム員としての知識や技術の習得、個別事案に対する対応力の向上を図り連携体制を強化する。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
35	(2)	① ○認知症医療・介護体制の強化	・各認知症疾患医療センターにおいて事例検討会を開催（実績：22回（全センター合計））し、地域のかかりつけ医や認知症サポート医、介護事業所等との連携強化を図った。	継続	・引き続き、認知症疾患医療センターを拠点とする認知症医療体制を維持しながら、地域の医療・介護体制の連携強化を図るため、かかりつけ医の認知症対応力向上に取り組むとともに、認知症サポート医の役割の充実・強化を目指す。	・認知症疾患医療センターに患者が集中し、受診までの待機期間が長期化している。 ・認知症サポート医によるかかりつけ医への助言や、初期集中支援チームへの参画等による医介連携体制の強化が必要。	・認知症の早期発見・診断・対応により、適時適切な医療を受けられるようにするために認知症疾患医療センターの体制を強化するとともに、認知症サポート医によるかかりつけ医への助言や、初期集中支援チームへの参画、地域包括支援センター等との連携推進等による医療・介護体制の強化を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
36	(2)	① ○一般病院の認知症対応力の向上	・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修（STEP1研修：オレンジドクター及びオレンジナース養成研修、STEP2研修：全体研修・病院単位研修）を全てオンライン形式にて実施（実績：3回）した。	継続	・引き続き、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修（STEP1研修：オレンジドクター及びオレンジナース養成研修、STEP2研修：全体研修・病院単位研修）を全てオンライン形式にて実施し、前年度参加者を上回るよう、関係機関との連携による周知徹底を図る。	・より多くの病院勤務の医療従事者に受講を促すことが必要。	・県の医師会や、看護協会等の関係機関と連携し、効果的な研修の周知を行う。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
37	(2)	② ○認知症ケアの質の向上	・認知症介護実践者研修、認知症介護基礎研修等の認知症介護研修を実施した。（認知症介護基礎研修はeラーニング＋集合形式にて、その他の認知症介護研修はオンライン＋集合形式にて実施。）（実績：22回＋eラーニング） ・認知症介護の質の向上に取り組む意欲のある県内の介護サービス事業所等を対象に、認知症介護の質の向上を図ることを目的として、認知症介護の質の向上支援事業を実施した。（実績：13事業所）	継続	・引き続き、認知症介護実践者研修、認知症介護基礎研修等の認知症介護研修を実施する。（認知症介護基礎研修はeラーニング＋集合形式にて、その他の認知症介護研修はオンライン＋集合形式にて実施。） ・認知症介護の質の向上に取り組む意欲のある県内の介護サービス事業所等を対象に、認知症介護の質の向上を図ることを目的として、認知症介護の質の向上支援事業を実施する。（上限15事業所）	・各認知症介護研修における受講者数や、認知症介護の質の向上支援事業における申込み事業者数が減少しているため、更なる受講促進や、実情に見合った実施回数の見直しが必要。	・未受講の介護サービス事業所に対する受講勧奨のほか、研修体系の見直しや、受講形態の多様化等効果的な研修の実施方法を検討する。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
38	(2)	② ○介護サービス事業所等における高齢者の虐待防止等	・虐待が発生した施設等、研修機会のない施設等の受講を促すため、市町村とも連携して受講を勧奨し、高齢者権利擁護に関する理解の促進を図った。	継続	・引き続き、虐待が発生した施設等、研修機会のない施設等の受講を促すため、市町村とも連携して受講を勧奨し、高齢者権利擁護に関する理解の促進を図る。	・研修はあくまでも事業所が主体的に受講するものであるため、権利擁護の意識が高い事業所の受講に偏っている。そのため、虐待が発生した事業所に対する呼びかけを強化し、県内事業所における権利擁護への意識を底上げする必要がある。	・委託事業者と連携し、効果的な研修の実施方法について意見交換をしながら研修会を開催し、高齢者権利擁護に関する理解の促進を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
39	(2)	③★ ○認知症地域支援体制の基盤づくりの促進	・認知症地域支援推進員の活動の参考となるよう研修を実施した。（R7年度：1回）	継続	・引き続き、認知症地域支援推進員の活動の参考となる研修を実施し、更なる技術向上を図る。	・認知症施策に関する幅広い役割を担う認知症地域支援推進員に、認知症の本人の声を業務や施策に反映させることの重要性を実感してもらうための研修を実施することが必要。	・市町村職員向け研修等を通じた働きかけ等により、全ての市町村での認知症地域支援推進員の配置を継続する。 ・認知症地域支援推進員の実務の支援につながるようフォローアップ研修内容の充実を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
(2)	③★	○認知症サポーターの養成及び地域の見守り・支援活動の促進	・小中高生や企業・団体等において認知症サポーター養成講座を実施してもらうよう働きかけを行った。 ・認知症サポーターの活動活性化のため、「認知症サポーターアクティブチーム認定事業」を実施し、新たにチームの立ち上げを行う団体等への立ち上げ費用の支援を実施した。（R7年度：2団体）	継続	・引き続き、小中高生や企業・団体等において認知症サポーター養成講座を実施してもらうよう働きかけを行い、養成率を維持する。 ・認知症サポーターの活動活性化のため、「認知症サポーターアクティブチーム認定事業」を実施し、新たにチームの立ち上げを行う団体等への立ち上げ費用の支援を実施する。	・認知症サポーター養成講座の講師を務めるキャラバン・メイトを養成できる市町村の数が減少しているため、広域的な養成の機会を設ける必要がある。 ・認知症サポーターが地域で活躍できる機会を創出するためにも、認知症サポーターアクティブチームやチームオレンジの設置が少ない市町村に対して呼びかけを強化する必要がある。	・引き続き、小中高生への認知症サポーター養成講座の実施や、生活関連事業者等の民間企業・団体等における実施についての働きかけを行うとともに、養成講座の講師を務めるキャラバン・メイトの養成の促進、スキルアップを図る。 ・認知症サポーターアクティブチームの立ち上げの促進だけでなく、チームオレンジの設置における課題を整理し、チームオレンジコーディネーターの育成を行うとともにチームの立ち上げに必要な支援を行っていく。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
(2)	③★	○認知症の人と家族に対する相談・交流の場の提供	・認知症コールセンターにおいて、認知症の方や当事者の各種相談に対応した。（R7年度相談件数：1,386件） ・認知症コールセンターの周知活動に積極的に取り組むとともに、各圏域においても当事者や家族の交流の機会をつくった。	継続	・引き続き、認知症コールセンターにおいて、認知症の方や当事者の各種相談に対応する。 ・認知症コールセンターの周知活動に積極的に取り組むとともに、各圏域においても当事者やその家族の交流の機会をつくる。	・今後高まっていく認知症コールセンターの需要に応えるためにも、 更なる周知 が必要。	・引き続き、認知症コールセンターの積極的な周知と認知症の方や当事者の各種相談に対応する。 ・各圏域ごとや圏域間の認知症の方や当事者の交流の機会をつくる。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
(2)	③★	○若年性認知症の人と家族の支援	・コーディネーターへの相談が少ない市町村や企業にも周知活動を行い、県下全域での若年性認知症の人の支援を行った。 ・若年性認知症受入促進研修や対応力向上支援を行い、若年性認知症の人の居場所づくりを力を入れて取り組んだ。 ・若年性認知症自立支援ネットワーク会議で関係機関とのネットワークを強化し、実際の相談に繋がった。	拡充	・引き続き、企業等に周知活動を行い、就業中から支援が入るよう若年性認知症の人の早期発見・早期支援を強化する。 ・若年性認知症受入促進研修や対応力向上支援を行い、若年性認知症の人の居場所づくりやピアサポート活動を行う。 ・若年性認知症自立支援ネットワーク会議の就労に関する部会を設置して具体的な検討を行う。	・特に企業の理解が難しいため、周知方法を検討し、企業への周知が必要。 ・若年性認知症に特化した居場所が不足している。若年性認知症の人の希望に応じた居場所づくりやピアサポート活動が必要。 ・若年性認知症自立支援ネットワーク会議でフェーズに合わせた具体的な検討が必要。	・周知方法を検討し、特に企業への周知を強化する。 ・若年性認知症の人の希望に応じた居場所づくりやピアサポート活動を推進する。 ・若年性認知症自立支援ネットワーク会議の就労に関する部会を設置し、具体的な検討を推進する。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
(2)	③★	○介護サービス事業所等における若年性認知症の人の受入促進	・受入れ経験豊富な県内3事業所の職員を講師とし、講師事業所内実習研修・講師派遣研修を実施した。	継続	・引き続き、受入れ経験豊富な県内3事業所の職員を講師とし、講師事業所内実習研修・講師派遣研修を行う。	・講師派遣研修への申込みが少ない。	・講師派遣研修の実施について、 県下全域版と地域版で周知 を行うとともに、 個別にも周知活動 を行い、介護サービス事業所等における若年性認知症の人の更なる受け入れ促進を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
(2)	③★	○普及啓発・本人発信支援	・くまもとオレンジ大使（認知症人大使）による認知症普及活動を積極的に行うなど、認知症に対する理解促進を図った。 ・新たに2名の大使を任命した。	継続	・世界アルツハイマー月間（認知症月間）における認知症の普及啓発のイベント等については、さらに対象を拡充して実施するほか、くまもとオレンジ大使の活動等を通じた認知症の普及啓発に取り組んでいく。	・本人参画での普及活動が、 県内に十分浸透していない 。	・大使の活動を推進し、本人参画での普及活動を促進する。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
(2)	④	○成年後見制度の利用促進	・成年後見制度の利用促進のため、市町村に対し、意見交換会や相談会の開催により、体制整備を支援した。 ・市町村単位では解決が困難な広域的な課題などに対し、協議会を設置し関係機関等と連携して取り組んだ。 ・担い手の確保のため、市民後見人を養成する市町村、法人後見に広域的に取組む市町村に対し、補助を実施するとともに、担い手となる市民後見人、法人後見従事者に対する専門的な研修を実施した。 ・成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できる体制を県内全域に整備できるよう、市民後見人等（権利擁護人材）担い手育成方針に基づき、市民後見人養成研修を広域的に実施する市町村への補助率を拡充（R7～R9）した。	継続	・引き続き、成年後見制度の利用促進のため、市町村や社協を対象とした意見交換会や相談会を開催し、体制整備を推進する。 ・市町村単位では解決が困難な広域的な課題などに対し、協議会を設置し体制整備を強化する。 ・担い手の確保のため、市民後見人を養成する市町村、法人後見に広域的に取組む市町村に対し、補助を実施するとともに、担い手となる市民後見人、法人後見従事者に対する専門的な研修を実施する。 ・市民後見人等（権利擁護人材）担い手育成方針に基づき、市民後見人養成研修を広域的に実施する市町村への補助率を拡充（R7～R9）し、体制整備を促進する。	・全市町村での中核機関の設置ができたため、機能強化を図る必要がある。 ・市民後見人養成研修は人材不足やノウハウ不足のため、 市町村単独での実施が難しい状況 がある。	・全市町村での中核機関の設置ができたため、研修や意見交換会を実施して機能強化を図る。 ・市民後見人養成研修を広域的に実施する市町村への補助率を拡充し、体制整備を促進する。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
(2)	④	○日常生活自立支援事業	・利用実態に応じて、「地域福祉権利擁護センター」を運営する熊本県社会福祉協議会に対して、事業費の助成を行った。(助成実績：80,081千円)	継続	・引き続き、県内の利用実態に応じて、「地域福祉権利擁護センター」を運営する熊本県社会福祉協議会に対して、事業費の助成を行う。	・社会福祉法の改正により、本事業による支援対象者の拡充が検討されており、「地域福祉権利擁護センター」を運営する熊本県社会福祉協議会に対して、県内の利用実態に応じた事業費の助成が必要。	・新たな支援対象の拡大に伴い、運営主体の体制整備を図るとともに、県内の利用実態に応じて、「地域福祉権利擁護センター」を運営する熊本県社会福祉協議会に対して、事業費の助成を行う。	社会福祉課 生活支援班
(2)	④	○市町村・地域包括支援センターの職員の対応力向上等	・高齢者権利擁護に関する理解の促進を図るため、市町村等職員を対象とした研修会を開催(R7年度：14回)した。 ・虐待発生件数が増加していることから、過去に虐待が発生していない市町村にも積極的な受講を促した。	継続	・引き続き、高齢者権利擁護に関する理解の促進を図るため、市町村等職員を対象とした研修会を開催する。 ・また、虐待発生件数が依然として高止まりの状況であることから、過去に虐待が発生していない市町村にも積極的な受講を促す。	・虐待事案の件数や対応経験の少ない市町村にも受講を促す必要がある。	・引き続き、委託事業者と連携し、効果的な研修の実施方法について意見交換をしながら研修会を開催し、高齢者権利擁護に関する理解の促進を図る。 ・虐待困難事例に対応する市町村職員のサポートを行うため、専門職への相談体制の整備を継続して行う。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
(2)	④	○介護サービス事業所等における高齢者の虐待防止等 【再掲】(2)②	・虐待が発生した施設等、研修機会のない施設等の受講を促すため、市町村とも連携して受講を勧奨し、高齢者権利擁護に関する理解の促進を図った。	継続	・引き続き、虐待が発生した施設等、研修機会のない施設等の受講を促すため、市町村とも連携して受講を勧奨し、高齢者権利擁護に関する理解の促進を図る。	・研修はあくまでも事業所が主体的に受講するものであるため、権利擁護の意識が高い事業所の受講に偏っている。そのため、虐待が発生した事業所に対する呼びかけを強化し、県内事業所における権利擁護への意識を底上げする必要がある。	・委託事業者と連携し、効果的な研修の実施方法について意見交換をしながら研修会を開催し、高齢者権利擁護に関する理解の促進を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
(3)	①	○在宅医療サポートセンターの更なる活動充実	・在宅医療提供体制の充実・強化のため、熊本県在宅医療サポートセンターが実施する医師等の人材育成や地域在宅医療サポートセンターが地域特性に応じて実施する入退院支援、急変時対応、看取り、日常の療養支援等の取組に要する経費を補助した。(実績：19件、46,632千円)	継続	・地域在宅医療サポートセンター向けの会議を開催し、県内の取組み事例や優良事例等の展開、サポートセンター間で情報交換できる場を設けるなど、活動充実に向けた取組みを支援する。	・地域在宅医療サポートセンターごとに、取組み状況に差があるため、サポートセンターへのヒアリングをとおして、サポートセンター事業に関する課題や好事例等を把握する必要がある。	・引き続き、県在宅医療サポートセンターと連携し、「意思決定支援教育プログラム(E-FIELD Home)」による人材育成等を図るとともに、各地域在宅医療サポートセンターの取組状況や活動事例、課題等について共有等を行うサポートセンター連絡会の開催等により、各サポートセンターの運営支援及び質の高い在宅医療提供体制の構築に取り組む。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
(3)	①	○訪問看護提供体制の強化・充実	・新たに訪問看護師を採用し、当該訪問看護師に訪問看護の技術等に関する研修を受講させる小規模訪問看護ステーションに対し、経営を支援するため運営経費(ICT機器購入費含む)を助成した。(R7年度：4事業所、2,215千円) ・訪問看護に係る相談等にワンストップで対応し、地域における訪問看護提供体制の安定化・推進を図る拠点として県看護協会に設置された「訪問看護総合支援センター」において実施する経営支援・人材確保・質の向上に向けた取組みを支援した。 ・生産性向上に資するICT機器の導入等の取組みを進める訪問看護ステーションに対して経費相当分を助成した。(R7年度：155事業所、27,786千円)	拡充	・引き続き、新たに訪問看護師を採用し、当該訪問看護師に訪問看護の技術等に関する研修を受講させる小規模訪問看護ステーションに対し、経営を支援するため運営経費(ICT機器購入費含む)を助成する。 ・訪問看護に係る相談等にワンストップで対応し、地域における訪問看護提供体制の安定化・推進を図る拠点として県看護協会に設置された「訪問看護総合支援センター」において実施する経営支援・人材確保・質の向上に向けた取組みを支援する。 ・職員の賃金改善に取り組む訪問看護ステーションに対し、賃上げに要する経費を助成する。	・県内の訪問看護事業所のうち約7割が小規模事業所(5人未満)であり、また看護職員が減少するなかで質の高い訪問看護提供体制を維持するため、生産性向上等を通じた職員の定着支援等を含めた人材確保対策及び経営支援が必要である。 ・新規開設事業所等では管理者の多くが看護管理者の経験が3年未満であり、また近年は保険請求等において適正な運用ができていない問題等も生じている。管理者を対象とした正しい保険請求や制度理解への支援を含めた事業所の経営・運営支援が必要となる。	・今後も、県内全域で質の高い訪問看護を利用できる体制整備を図るため、人件費や研修参加費、ICT機器購入費等を助成し、職員の定着支援や経営支援の強化を進めていく。 ・引き続き、訪問看護総合支援センターとの連携による訪問看護事業所への経営支援・人材確保・質の向上に向けた取組みを強化する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
(3)	①	○訪問歯科診療の更なる推進	・在宅歯科医療体制の強化に向けて訪問歯科診療の実施に必要な医療機器等の整備に必要な経費を助成した。(R7年度：4診療所、2,213千円) ・県歯科医師会に設置された「在宅歯科医療連携室」が実施する訪問歯科診療に関する相談や調整への対応、人材育成、県民への普及啓発等の取組を支援した。	継続	・引き続き、在宅歯科医療体制の強化に向けて訪問歯科診療の実施に必要な医療機器等の整備に必要な経費を助成する。 ・県歯科医師会に設置された「在宅歯科医療連携室」が実施する訪問歯科診療に関する相談や調整への対応、人材育成、県民への普及啓発等の取組への支援を継続する。	今後更に増加すると見込まれる在宅療養者の疾病や介護度の重症化の予防のため、引き続き訪問歯科診療を推進する必要がある。	・引き続き、在宅歯科医療体制の強化に向けて訪問歯科診療の実施に必要な医療機器等の整備に必要な経費を助成するとともに「在宅歯科医療連携室」の取組への支援を継続し、訪問歯科診療の更なる推進を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
(3)	①	○在宅に関わる薬剤師・薬局機能の強化	・熊本県薬剤師会が行うかかりつけ薬剤師・薬局の機能の強化、県民への普及啓発事業等を支援することにより、在宅に関わる薬剤師・薬局機能の強化を図った。	継続	・引き続き、熊本県薬剤師会が行うかかりつけ薬剤師・薬局の機能の強化、県民への普及啓発事業等を支援することにより、在宅に関わる薬剤師・薬局機能の強化を図る。	・介護保険における居宅療養管理指導を実施している薬局の割合は年々増加しているが、在宅に関わる薬剤師の資質向上、薬局の整備を引き続き進める必要がある。	・薬剤師への研修や薬局の機能強化支援等を通じて、高度な薬剤管理を行う薬剤師・薬局の整備を促進し、県内の在宅支援環境の充実に図る。	薬務衛生課 監視麻薬班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
3	(3)	①	○在宅医療に係る県民への普及・啓発	継続	・県において作成した在宅医療の普及啓発動画を各市町村や各地域包括支援センター、地域の出前講座等の場で活用していただくなど、各市町村の普及啓発の取組みを支援し、県民の在宅医療に関する理解の促進を図る。 ・県在宅医療サポートセンターにおいて在宅医療、ACPに関する県民講座を開催する。	・過去に実施した「県民の意識調査」結果によると、地域の在宅医療の情報がよくわからないという県民が半数近くいたことから、在宅医療や在宅医療で受けられるサービスを分かりやすく周知する必要がある。	・引き続き、在宅医療サポートセンターや在宅医療連合会等と連携しながら、県内各地域での医療・介護専門職や高齢層に限らず、若年層や壮年層も広く対象としたACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発講座や研修会等を通じて、県全体での認知向上に取り組む。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
4	(3)	②★	○在宅医療・介護連携の推進	継続	・市町村が自ら関係機関と連携し、PDCAに沿った事業展開ができるよう、先進地の取組み事例の紹介、グループワークなどの研修会を開催する。	・医療・介護双方のニーズを有する高齢者等に対し医療及び介護の効果的な提供を図るため、地域の医療・介護関係者と行政が、目指す姿や現状、課題について共有し、市町村がPDCAサイクルを運用しながら在宅医療・介護連携推進事業に取り組むことができるよう支援する必要がある。	・県在宅医療連携検討協議会や市町村での医療・介護連携推進会議において検討した地域課題等について、新たに運用が開始される「かかりつけ医機能制度」の協議の場に持ち込んだ上で検討や議論を進めることで、地域に不足する医療・介護機能の確保や多職種間の更なる連携促進を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
5	(3)	②★	○各地域における在宅医療連携体制の構築	継続	・各圏域で開催する在宅医療連携体制検討地域会議において、地域で在宅医療を推進する上での課題抽出や対応策の検討、具体的な多職種連携の方策等の検討を行い、地域の実情に応じた連携体制の構築を図る。	・各圏域での在宅医療連携体制検討地域会議ごとに、議題や対応策等も様々であるため、各保健所からの報告やヒアリングをとおして、好事例や共通課題等を把握する必要がある。	・各圏域での在宅医療連携体制地域会議ごとに議題や好事例等を把握し、各圏域に共有することで会議の活性化や、より良い関係性構築につながるよう支援する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
5	(3)	②★	○データの活用・分析による市町村支援	継続	・引き続き、レセプトデータのクロス集計及び結果のグラフ化など、地域の在宅医療等の提供状況・利用状況を「見える化」して市町村や関係機関等と共有し、データによる現状把握・分析に係る市町村支援を実施した。	・市町村が自らデータを活用し、在宅医療・介護連携推進事業の現状把握及び地域資源の把握等に活かすことができるよう、データの 見方や分析方法などについて支援が必要 。	・引き続き、レセプトデータのクロス集計及びグラフ化した結果を市町村や関係機関等と共有し、データによる現状把握・分析に係る市町村支援を実施する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
7	(3)	③	○「くまもとメディカルネットワーク」の推進	継続	・参加者（加入施設数）の更なる増加に向け、引き続き関係者と連携し、動画やチラシを活用した広報活動や関係施設への加入の働きかけ等の取組みを進める。	・高齢化の進展により、今後急増が見込まれる医療や介護の需要に対応するため、 限られた資源をより効率的に活用し、県民一人ひとりに質の高い医療や介護サービスを提供 することが求められている。 ・そのため、「くまもとメディカルネットワーク」への更なる医療・介護関係機関の加入と県民の参加や活用の推進が必要である。	・「くまもとメディカルネットワーク」への更なる医療・介護関係機関の加入と県民の参加や活用を推進するため、関係者と連携し、働きかけや広報活動等に取り組む。 ・また、 同ネットワークを将来にわたって自律・持続可能なシステムとして構築・運用 することで、医療・介護の連携強化を図り、質の高い医療や介護サービスの提供を可能にする。	医療政策課 医療連携班
8	(4)	①★	○施設・居住系サービスの整備	継続	・引き続き、社会福祉施設等の整備を行う社会福祉法人等に対し、施設整備費について補助等を行い、必要な施設（事業所）の整備を進めるとともに、老朽化した介護保険施設や養護老人ホームについて、改築を支援して安全性を高めるとともに、入所者の生活環境の向上を図った。 ※R6年度予算分：特別養護老人ホームの個室ユニット化158床（R7年度へ繰越しの上、R7年度中に竣工済み。）	・施設・居宅系サービス整備の指標の一つである特養入所申込者状況調査（R7.4.1時点）の結果や地域の人口動態等を基に、各市町村の 介護サービス需要を適切に見込み、実情に応じて必要な整備を進める必要がある 。	・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、介護サービス基盤を計画的に整備 する。 ・老朽化した介護保険施設や養護老人ホームについては、改築を支援して安全性を高めるとともに、入所者の生活環境の向上を図る。	高齢者支援課 施設介護班
9	(4)	②	○個別ケアの充実に向けた施設環境の整備	継続	・引き続き、特別養護老人ホーム等の整備に当たり、個別ケアを進める手段の一つとして、個室ユニット型施設への助成を行う。	・各市町村の 介護サービス需要を適切に見込みながら、実情に応じた必要な整備を進めるとともに、特に耐震化されていない施設、また老朽化した施設の改築等に合わせ、個室ユニット化、個室化を進めていく必要がある 。	・引き続き、介護保険施設や養護老人ホームの個室ユニット化、個室化に係る整備への助成を実施し、施設等における一人ひとりの個性や生活リズムを尊重した個別ケアの充実に向けた施設環境の整備を図る。	高齢者支援課 施設介護班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
60	(4)	③	○高齢者が望む場所での看取りが可能な体制づくり	継続	・引き続き、施設入所者の高齢化や重度化が進んでいる現状を踏まえ、特別養護老人ホーム等の看取り空間整備への助成等の周知を行った。 (H27年度からは介護老人保健施設を対象に追加し、R2年度からは介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム(有料・サ高住)も対象に追加している。)※R7は助成実績なし	・施設・居宅系サービス整備の指標の一つである特養入所申込者状況調査(R7.4.1時点)の結果や地域の人口動態等を基に、各市町村の介護サービス需要を適切に見込み、実情に応じて必要な整備を進める必要がある。	・引き続き、施設入所者の高齢化や重度化が進んでいる現状を踏まえ、特別養護老人ホーム等の看取り空間整備への助成等の支援を行っていく。	高齢者支援課 施設介護班
61	(4)	③	○介護職員へのたんの吸引等の研修	継続	・引き続き、介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修事業を行う研修機関や、介護福祉士が実地研修を受講するための喀痰吸引等事業者の登録を行うとともに、法令等に基づく認定証の交付を行っていく。(民間の登録研修機関:9事業者)	・特になし	・引き続き、介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修事業を行う研修機関や、介護福祉士が実地研修を受講するための喀痰吸引等事業者の登録を行うとともに、法令等に基づく認定証の交付を行っていく。	高齢者支援課 居宅介護班
62	(4)	④	○高齢者向け住まいの適切な供給	継続	・今年度も引き続き、県や国の補助事業を活用し、サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進を図るとともに、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を継続する。	・市町村のまちづくりや医療・介護サービスとの適切な連携の観点から立地の適正化が課題。 ・サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅供給量はR8まででは、目標値を達成しない見込みである。	・引き続き、補助事業を活用し、サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進を図るとともに、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を継続する。	高齢者支援課 施設介護班 住宅課 計画班
63	(4)	④	○軽費老人ホーム(ケアハウス)への支援	継続	・引き続き、軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料の減免に対して、補助金を交付する。また、適切な補助が行えるよう、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、関係規程等の改正を行う。	・軽費老人ホームは無料又は低額な料金で入所することができる施設であることから、引き続き利用料の減免に対して補助金を交付するとともに、適切な補助が行えるよう、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、関係規程等の改正を行う必要がある。	・引き続き、軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料の減免に対して、補助金を交付する。また、適切な補助が行えるよう、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、関係規程等の改正を行う。	高齢者支援課 施設介護班
64	(4)	④	○養護老人ホームの老朽化に伴う改築支援	継続	・引き続き、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の住まい確保のため、老朽化した養護老人ホームの改築等に対し県が実施する助成事業の周知啓発を行った。	・養護老人ホームは、入所者の社会復帰の促進や自立のために必要な訓練その他の援助を行う施設であり、多様な生活課題を抱える高齢者の受け皿となっていることから、老朽化した施設の改築等に対する支援を行う必要がある。	・引き続き、老朽化した養護老人ホームの改築等に対する助成を実施し、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の住まいの確保を図る。	高齢者支援課 施設介護班
65	(4)	④	○高齢者向け住まいに関する情報提供の充実	継続	・引き続き、高齢者やその家族等が適切に高齢者向け住まいを選べるよう、県ホームページにおいて、施設の概要やサービスによっては空き状況を掲載し、随時更新を行った。	・関係団体や民間の介護保険施設等紹介サイトを活用し、幅広く情報提供していく必要がある。	・引き続き、高齢者やその家族等が適切に高齢者向け住まいを選べるよう、県ホームページにおいて、施設の概要やサービスによっては空き状況を掲載し、更新を続ける。	高齢者支援課 施設介護班
66	(4)	④	○有料老人ホーム等への立入検査等	継続	・引き続き、有料老人ホーム等(熊本市を除く。)に対し、計画的な立入検査を実施するとともに、オンラインを活用した運営研修(集団指導)を実施した。	・全体的施設数に対して、年間を通して実際に立入検査を実施できる施設数が少ないことが課題である。	・引き続き、有料老人ホーム等(熊本市を除く。)に対し、計画的な立入検査を実施するとともに、オンラインを活用した運営研修(集団指導)を実施する。	高齢者支援課 施設介護班
67	(4)	④	○県営住宅のバリアフリー化	継続	・引き続き、「手すりの設置」や「段差の解消」などの空室改善工事でバリアフリー化を図り、老朽化した県営住宅を質の高い住宅ストックへ更新していく。	交付金の内示減、物価や労務単価の上昇に伴う工事費高騰等により、計画的な事業の継続が課題。	「熊本県住宅マスタープラン」におけるU.D化率目標:R12年度 50%に向けて計画的に取組む。	住宅課 整備班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
68	(5)	①★ ○福祉人材・研修センターによる取組	・熊本県社会福祉協議会への委託により、福祉人材無料職業紹介事業や、福祉の就職総合フェア（合同面談会：6/30実施）、福祉の仕事入門セミナーの開催（2回）、相談業務、求人開拓などを行った。また、若い世代の福祉職への参入を図るため、福祉施設職員による学生向けの出前講座（17回）や職場体験などを開催した。 ・地域人材にターゲットを絞って、地域で職場体験や就職面談会等を組み合わせて実施する支援モデルの拡大を図り、更なる介護人材の確保、定着促進に取り組んだ。	拡充	・引き続き、熊本県社会福祉協議会への委託により、福祉人材無料職業紹介事業や、福祉の就職総合フェア（合同面談会）、福祉の仕事入門セミナーの開催、相談業務、求人開拓等を行うとともに、前年度参加者を上回るよう、周知徹底を図る。また、若い世代の福祉職への参入を図るため、福祉施設職員による学生向けの出前講座や職場体験等を開催する。 ・また、多様な人材が働きやすい職場づくり（ダイバーシティマネジメント）を進めるため、無資格・短時間で就労可能な介護補助業務の周知・啓発、マッチング等をR8年度から新たに実施する。	・高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加に追い付けない形で介護人材不足が生じており、求人数に対し、求職者数が少ない状況にある。 ・福祉や介護に対するイメージアップや知る機会が十分ではないため、 多様な人材の参入促進に向けた取組みを進めているものの、新たな介護人材の獲得へ十分に繋がっていない。 ・新たな介護人材の獲得のため、 多様な人材が働きやすい職場づくり（ダイバーシティマネジメント）を進める必要がある。	・引き続き、福祉人材無料職業紹介事業や、福祉の就職総合フェア（合同面談会）、福祉の仕事入門セミナーの開催、相談業務、求人開拓など、福祉人材の就業促進に取り組む。 ・また、新たな介護人材の確保を目的とした、多様な人材が働きやすい職場づくり（ダイバーシティマネジメント）を進めるため、 無資格・短時間でも就労可能な介護補助業務の周知・啓発、マッチング等を実施できる体制強化に努める。	高齢者支援課企画班
69	(5)	①★ ○介護事業者団体等が行う人材確保・育成の取組への支援	・更なる介護人材の確保、定着促進を図るため、介護施設、介護サービス事業所を運営する事業者団体等が行う人材確保や定着等に向けた取組みへの支援を行った（15団体）。	継続	・引き続き、介護施設、介護サービス事業所を運営する事業者団体等が行う人材確保や定着等に向けた取組みへの支援を行う。	・介護人材の確保については、 行政のみならず業界の積極的な関与が不可欠であることから、主体的な取組みを後押ししていく必要がある。	・引き続き、 人材を雇用する側である事業者団体等が行う介護職員確保に関する主体的な取組みを支援する。	高齢者支援課企画班
70	(5)	①★ ○修学資金や再就職のための経費等の貸付け	・質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成・確保を図るため、介護福祉士等修学資金や再就職準備金の貸付事業を行う熊本県社会福祉協議会に対し貸付金の原資を助成し、貸付の運用について指導助言を行った。	継続	・引き続き、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成・確保を図るため、介護福祉士等修学資金や再就職準備金の貸付事業を行う熊本県社会福祉協議会に対し貸付金の原資を助成し、前年度の成果が維持できるよう、貸付の運用について指導助言等の支援を行う。	・少子化により 福祉系高校や介護福祉士養成施設への進学が減少 している。また、近年の物価高騰の影響も踏まえた支援を検討する必要がある。	・引き続き、 熊本県社会福祉協議会が適切な貸付運用ができるような指導助言を行う。	高齢者支援課企画班
71	(5)	①★ ○介護現場における高齢者の就労促進	・定年退職者（予定者を含む）や子育てが一段落した人等を対象に、介護助手など介護現場への参入を目的として、「介護に関する入門的研修」を実施した（福祉人材・研修センターにより2回実施）。 ・介護助手の普及を図る取組みを行う介護事業所団体等（1団体）に対して経費を助成し、介護現場における高齢者の就労を後押しした。	継続	・福祉人材・研修センターと連携し、定年退職者（予定者を含む）や子育てが一段落した人等を対象に、「介護に関する入門的研修」を実施するとともに、前年度参加者を上回るよう、周知する（昨年度と同様、2回実施予定）。 ・介護助手の普及など高齢者が活躍できる取組みを行う介護事業所団体等の経費を助成する。	・ 限られた職員でも質の高いサービスを提供するためには、有資格者が本来の介護業務に専念できる職場環境の整備や、介護助手の確保・育成が必要である。	・介護未経験者を含め、幅広く、 介護助手という仕事についての周知と理解の促進 を図っていく。 ・介護事業所と介護助手として働きたい方との マッチングなど高齢者等が活躍できる取組みを推進する。	高齢者支援課企画班
72	(5)	①★ ○外国人介護人材の受入推進	・介護福祉士養成施設が介護福祉士を目指す留学生に対して行うカリキュラム外の日本語学習、介護分野の専門知識の学習等に係る費用を助成した（1団体）。 ・介護職種の技能実習生等への日本語習得や介護技術の向上につながる集合研修等を実施した（集合研修：2回、34名参加、フォローアップ研修：11事業所15回、60名参加）。 ・介護福祉士を目指す留学生に対し、県内介護施設が奨学金を給付又は貸与する際に要する経費を助成した（4団体）。 ・外国人介護職員を雇用する際に、介護施設等が借り上げる住居の家賃等に要する経費を助成した（59団体）。	継続	・介護福祉士を目指す留学生が在籍する介護福祉士養成施設が行うカリキュラム外での日本語学習、介護分野の専門知識の学習等に対する費用を助成し、引き続き支援を行う。 ・介護職種の技能実習生等への日本語習得や介護技術の向上につながる集合研修等を実施するとともに、前年度参加者を上回るよう、周知を図る。 ・介護福祉士を目指す留学生に対し、県内介護施設が奨学金を給付又は貸与する際に要する経費を助成する。 ・外国人介護職員を雇用する際に、より外国人介護職員が仕事に従事しやすい環境を提供するため介護施設等が借り上げる住居の家賃等に要する経費を助成する。	・県内における 外国人介護人材の受入れ数が増加 していることや、 令和9年（2027年）4月に、国際貢献を目的とした技能実習制度から介護人材確保を目的とする育成就労制度へ制度が移行 することを踏まえ、外国人介護人材の参入はもろろん定着に向けた支援が重要となる。	・引き続き、養成施設が行う日本語学習や、介護施設による奨学金給付・貸与、住居借上げ等を支援するとともに、 日本語習得や介護技術の向上につながる研修等を実施する。 ・全都道府県で外国人介護人材が介護現場の重要な担い手となっていることから、関係団体と連携し、国内外へ本県や介護職の魅力を発信する。	高齢者支援課企画班
73	(5)	①★ ○宿舍施設の整備	・介護人材（外国人を含む。）を確保するため、介護施設等に勤務する職員の宿舍整備への助成を行った。 ※R6年度からR7年度への繰越予算分：宿舍施設整備1カ所（R7年度に竣工済み。） ※R7年度予算分：宿舍施設整備2カ所（R8年度へ繰越しの上、R8年度中に竣工予定）	継続	・引き続き、介護人材（外国人を含む。）を確保するため、介護施設等に勤務する職員の宿舍整備への助成を行う。	・ 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に宿舍整備 ができるよう、事業者への適切な説明・助言を行い、 外国人人材の受入れ環境整備や介護職員が働きやすい環境整備への支援 を行う必要がある。	・引き続き、介護人材（外国人を含む。）を確保するため、 介護施設等に勤務する職員の宿舍整備の費用を補助 することにより、介護職員が働きやすい環境を整備する。	高齢者支援課施設介護班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
(5)	①★	○介護職のイメージアップのための広報・啓発	・介護関係団体と行政機関で構成する実行委員会により、「介護の日」の啓発活動を実施した（開催日：R7.11.9、294名参加）。 ・令和4年度に開設した、介護職に関するワンストップサイト「ウェルカム！くまもと介護の扉」やSNSを活用し、事業所の優れた取組事例等の情報発信を行った。 ・KAiGO PRiDEプロジェクトと連携し、県内で活躍する外国人介護人材にスポットを当て、本県や介護職の魅力を発信するPR動画を制作した。	継続	・介護関係団体と行政機関で構成する実行委員会により、「介護の日」の啓発活動を実施（開催予定日：R8.11.8）。小・中・高校生など若年層の来場者数増を目指し、イベント内容の工夫や周知を行う。 ・令和4年度に開設した、介護職に関するワンストップサイト「ウェルカム！くまもと介護の扉」やSNS等の様々な媒体を効果的に活用し、事業所の優れた取組事例やいきいきと働く介護職員等の情報発信を行う。 ・KAiGO PRiDEプロジェクトとの連携により制作した動画等を活用し、国内外へ本県や介護職の魅力についてのPRを行う。	・啓発イベントによる介護職のイメージアップは、より多くの方に来場いただくことが必要。 ・ワンストップサイトやSNSを活用した情報発信については、より多くの方に関心を持ってもらえるよう取組の強化が必要。	・介護職のイメージアップのため、引き続き、「介護の日」の啓発活動を行う。 ・潜在有資格者等の掘り起こしを進めるとともに、引き続き、関係団体と連携し、ワンストップサイトの閲覧回数の増加やSNSの新規フォロワーの獲得など、介護職の魅力発信の強化に取り組む。	高齢者支援課企画班
(5)	①★	○介護職員初任者等に対する研修	・介護職員養成研修（初任者研修・生活援助従事者研修）について、研修事業者の計画を基に開催状況を県のホームページに掲載し、周知を図った。	継続	・引き続き、介護職員養成研修（初任者研修・生活援助従事者研修）について、研修事業者の計画を基に開催状況を県のホームページに掲載し、周知を行う。	・受講希望者に開講情報が伝わるよう、迅速な情報発信が必要。	・引き続き、研修事業者の計画を基に、介護職員養成研修（初任者研修・生活援助従事者研修）の開催状況について、速やかに県のホームページに掲載し、周知を行う。	高齢者支援課居宅介護班
(5)	①★	○介護職員のキャリアアップ支援	・資質向上やキャリアアップを目的とする介護職員の定着に向けた研修を実施する団体に対して、研修に要する経費を助成（実績：11団体）した。 ・介護職員の認知症ケアの質の向上を図るため、オンライン等を活用した認知症介護研修を実施（実績：22回＋eラーニング）した。	継続	・より効果的な取組みに繋がるよう、支援内容を見直しながら、引き続き、資質向上やキャリアアップを目的とする介護職員の定着に向けた研修を実施する団体に対して、研修に要する経費を助成する。 ・介護職員の認知症ケアの質の向上を図るため、オンライン等を活用した認知症介護研修を実施する。	・少子高齢化の進展と生産年齢人口の急減を背景として、介護人材の確保は本県の喫緊の課題。 ・各認知症介護研修における受講者数が減少しているため、更なる受講促進や、実情に見合った実施回数を見直しが必要。	・介護事業所等における介護人材定着に向けた研修に要する経費の支援を継続するとともに、認知症介護研修の更なる受講促進や実情に見合った実施回数を見直しを行い、介護職員の専門性を高めることで定着を図る。	高齢者支援課企画班 認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
(5)	①★	○介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修	・介護支援専門員が利用者の自立（律）支援に資する適切なケアマネジメントが実践できるよう、法定研修を実施（実績：8回）した。 ・講師が自立（律）支援の視点から共通認識をもって法定研修の講義等を実施できるよう講師養成研修を実施（実績：1回）した。	継続	・引き続き、介護支援専門員が利用者の自立（律）支援に資する適切なケアマネジメントが実践できるよう、法定研修を実施する。 ・講師が自立（律）支援の視点から共通認識をもって法定研修の講義等を実施できるよう講師養成研修を実施する。	・介護支援専門員の更新制度の改正に伴い、研修の在り方について検討が必要。 ・新たな研修制度における受講確認等の体制整備が必要。	・介護支援専門員の更新制度の改正を踏まえ、利用者の自立（律）支援に資する適切なケアマネジメントが実践できるよう研修を実施する。 ・講師が自立（律）支援の視点から共通認識をもって法定研修の講義等を実施できるよう講師養成研修を実施する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
(5)	①★	○介護人材確保に向けた関係機関との連携の推進	・行政、事業者団体、養成機関団体等からなる「熊本県介護人材確保対策推進協議会」において、人材確保に係る課題や取組についての情報共有、意見交換等を行った（R7年度開催日：R8.2.9）。 ・更なる介護人材の確保、定着促進を図るため、介護施設、介護サービス事業所を運営する事業者団体等が行う人材確保や定着等に向けた取組みへの支援を行った（15団体）。【再掲】	継続	・引き続き「熊本県介護人材確保対策推進協議会」において、人材確保に係る課題や取組についての情報共有、意見交換等を実施する。 ・引き続き、介護施設、介護サービス事業所を運営する事業者団体等が行う人材確保や定着等に向けた取組みへの支援を行う。【再掲】	・各機関において関係団体をメンバーとする様々な会議が設けられているが、話し合われた内容がその場限りとなるなど、会議間の連携がとれていない。 ・介護人材の確保については、行政のみならず業界の積極的な関与が不可欠であることから、主体的な取組みを後押ししていく必要がある。	・既存の会議を活かしながら、連携・共同して解決できる重層的な仕組み（ネットワーク）の構築を検討する。 ・引き続き、人材を雇用する側である事業者団体等が行う介護職員確保に関する主体的な取組みを支援する。【再掲】	高齢者支援課企画班
(5)	②★	○介護現場における生産性向上に向けた支援体制の整備	・R7.4に介護現場の生産性向上に関するワンストップ型の総合相談窓口「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」を設置。 ・個別相談（159件）をはじめ、専門家を派遣した伴走支援（6事業所）や事業者向けセミナーの開催（3回）、介護ロボット等の展示（見学63件）、試用貸出（22件）等により、介護現場における生産性向上に向けた取組を推進した。	継続	・介護現場における生産性向上に向けた取組の更なる推進に向け、ワンストップ型の総合相談窓口「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」における各種取組を継続する。 ・また、R7年度の伴走支援対象事業所が地域のモデル事業所となるよう、専門家等と連携したフォローアップを実施する。	・サポートセンターの取組について、認知度をアップさせるための更なる、周知・広報活動が必要。 ・相談者の介護テクノロジーに対する知識や活用技術に差があること、また、サービス種別や事業所の規模によって課題は様々であり、画一的な支援では十分な効果が得られない。業務改善に向けた取組の継続状況や介護テクノロジーの導入後の利用定着など、その後の取組に対してプッシュ型によるフォローアップが必要。	・関係団体と連携し、サポートセンターの更なる周知を図る。 ・引き続き、サポートセンターによる取組を継続するとともに、プッシュ型によるフォローアップの実施や介護現場のニーズに応じた展示機器の見直し等により、生産性向上に向けた取組の更なる推進を図る。	高齢者支援課企画班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
80	(5)	②★ ○介護助手（介護アシスタント）の導入支援	・ 定年退職者（予定者を含む）や子育てが一段落した人等を対象に、介護助手など介護現場への参入を目的として、「介護に関する入門的研修」を実施した（福祉人材・研修センターにより2回実施）。 ・ 介護助手の普及を図る取組を行う介護事業所団体等（1団体）に対して経費を助成し、介護現場における高齢者の就労を後押しした。【再掲】	継続	・ 福祉人材・研修センターと連携し、定年退職者（予定者を含む）や子育てが一段落した人等を対象に、「介護に関する入門的研修」を実施するとともに、前年度参加者を上回るよう、周知する（昨年度と同様、2回実施予定）。 ・ 介護助手の普及など高齢者が活躍できる取組を行う介護事業所団体等の経費を助成する。【再掲】	・ 限られた職員でも質の高いサービスを提供するためには、有資格者が本来の介護業務に専念できる職場環境の整備や、介護助手の確保・育成が必要である。【再掲】	・ 介護未経験者を含め、幅広く、介護助手という仕事についての周知と理解の促進を図っていく。 ・ 介護事業所と介護助手として働きたい方とのマッチングなど高齢者等が活躍できる取組を推進する。【再掲】	高齢者支援課 企画班
81	(5)	②★ ○介護ロボット・ICTの導入支援	・ 介護ロボット・ICTの導入に係る経費の助成を行う（R7年度実績：67事業所）とともに、「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」と連携し、介護ロボット等の効果的な活用普及に取り組んだ。 ・ ケアプランのやりとりをオンライン化する「ケアプランデータ連携システム」の導入等を行う事業所を支援する市町村（八代市、玉名市、荒尾市、山都町、御船町、上天草市、天草市）へ助成を行った。	継続	・ 引き続き、介護従事者の負担軽減や業務の効率化、介護サービスの質の向上を図るため、介護ロボット・ICTを導入する介護事業所に対して、導入に係る経費の補助を行う。 ・ ケアプランのやりとりをオンライン化する「ケアプランデータ連携システム」の導入等を行う事業所を支援する市町村へ助成を行う。	・ サービスの種別や事業所の規模によって、介護テクノロジー（ロボット・ICT）導入率に差があるため、「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」と連携を深め、介護テクノロジー未導入事業所への普及推進が必要。 ・ 市町村によりケアプランデータ連携システム導入促進の取組み状況にばらつきがあり、導入率も地域差がある。	・ 引き続き、介護テクノロジー（ロボット・ICT）を導入する介護事業所への補助を行う。また、「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」と連携し、特に、介護テクノロジー未導入の事業所への普及を図る。 ・ 市町村と連携し、介護情報基盤に統合されたケアプランデータ連携機能の利用促進を図る。	高齢者支援課 企画班 認知症施策・地域ケア推進課 市町村支援班
82	(5)	②★ ○介護事業者団体等が行う定着促進、経営改善等の取組への支援	・ 更なる介護人材の確保、定着促進を図るため、介護施設、介護サービス事業所を運営する事業者団体等が行う人材確保や定着等に向けた取組みへの支援を行った（15団体）。	継続	・ 更なる介護人材の確保、定着促進を図るため、より効果的な取組みに繋がるよう、支援内容を見直しながら、引き続き、介護施設、介護サービス事業所を運営する事業者団体等が主体的に行う人材確保や定着等に向けた取組みへの支援を行う。	・ 少子高齢化の進展と生産年齢人口の急減を背景として、介護人材の確保が喫緊の課題。	・ 引き続き、人材を雇用する側である事業者団体等が行う介護職員確保に関する主体的な取組を支援する。【再掲】	高齢者支援課 企画班
83	(5)	②★ ○弁護士等専門家による電話相談	・ 別途「専門家による個別支援」を行っているため、事業整理に伴い本事業はR6年度で廃止。					高齢者支援課 企画班
84	(5)	②★ ○介護職員の処遇改善の推進	・ 介護職員処遇改善加算等の新規取得や、より上位区分の加算取得に向け、介護サービス事業所等に社会保険労務士等を派遣し、処遇改善加算等の一本化に伴う各種要件の緩和等も踏まえた個別の助言・指導を実施するとともに、処遇改善加算の制度や新加算の仕組みについて説明会の開催、新加算の説明動画の作成・配信を通じて、新加算の取得を促進した。	継続	・ 令和8年度介護報酬改定による上乗せ加算区分の創設及び今まで加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等のサービスに介護職員等処遇改善加算が創設されたことを周知し、新規取得やより上位区分の加算取得を促進していく。 ・ 具体的には、介護サービス事業所等に社会保険労務士等を派遣し、個別の助言・指導を実施するとともに、処遇改善加算の制度や仕組みについて説明会の開催、説明動画の作成・配信等を行う。	・ 新たな上乗せ加算区分（Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ）の周知及び、新たに対象となった介護サービス事業所（訪問看護等）への制度の周知が必要。	・ 介護職員処遇改善加算等の新規取得や、より上位区分の加算取得に向け、新たな上乗せ加算区分（Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ）及び、新たに対象となった介護サービス事業所（訪問看護等）に対して重点的に説明等を行っていく。	高齢者支援課 居宅介護班
85	(5)	②★ ○小規模法人によるネットワークづくりへの支援	・ 複数の小規模な社会福祉法人等が参画するネットワークづくりや、参画法人による合同研修、人事交流等の取組を支援する予定だったが、要望がなかったため、R7年度の補助実績なし。	継続	・ 複数の小規模な社会福祉法人等が参画するネットワークづくりや、参画法人による合同研修、人事交流等の取組を支援する。	・ 福祉ニーズの多様化や複雑化に対応するため、地域の福祉サービスの充実が図られるよう、小規模法人のネットワーク化が必要。	・ 引き続き、複数の小規模な社会福祉法人等が参画するネットワークづくりや、参画法人による合同研修、人事交流等の取組を支援する。	高齢者支援課 企画班
86	(5)	②★ ○社会福祉法人の経営改善への支援	・ 社会福祉法人の経営基盤の強化や福祉サービス事業者間の連携・協働を図ることを目的とした「社会福祉連携推進法人制度」の活用に向けた制度周知を行った。	継続	・ 社会福祉法人の経営基盤の強化や福祉サービス事業者間の連携・協働を図ることを目的とした「社会福祉連携推進法人制度」の活用に向けた制度周知を行う。	・ 国庫補助制度を活用して、社会福祉法人の連携・協働を推進しているが、設立に向けた動きは少なく、設立に至っていない。	・ 引き続き、社会福祉連携推進法人制度の周知のための取組を実施する。	社会福祉課 指導監査班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
87	(5)	②★ ○文書作成等に係る負担軽減の推進	・介護事業所の文書量の削減に向けて、申請・届出書類の電子化を推進した。 ・電子申請・届出システムを令和6年10月に導入済み。 ・これまでFAXで送付されていた介護事業所等からの質問票を電子申請での質問へと変更し、事務手続きの負担軽減を図った。	継続	・引き続き、電子申請・届出システム等の活用を周知し、介護事業所の文書量削減を推進していく。	・郵送やFAXによる届出等も少なくないことから、 電子申請・届出システム等のさらなる周知が必要。	・引き続き、 電子申請・届出システム等の周知及び活用を推進 していく。	高齢者支援課 施設介護班 居宅介護班
88	(5)	③ ○社会福祉法人及び社会福祉施設への指導監査	・社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保並びに利用者に対するサービスの向上を目的に指導・監査を実施した。 実施実績：14法人・67施設（地域密着型を含む）	継続	・社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保並びに利用者に対するサービスの向上を目的に指導・監査を実施する。 実施予定：21法人・78施設（地域密着型を含む）	・平成28年度の社会福祉法人制度改革後の指導監査は、 令和7年度から3巡目に入っているが、依然として多くの法人及び施設で文書指摘を行っている。	・引き続き、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保並びに利用者に対するサービスの向上を目的に 指導・監査を実施 する。	高齢者支援課 施設介護班 社会福祉課 指導監査班
89	(5)	③ ○介護サービス事業所・施設への指導・監査	・新規で指定した事業所等の育成・支援を基本に、運営指導を行った。（実施件数：84事業所・71施設） ・苦情通報等があった事業所等に対し、必要に応じて監査を行った。（実施件数：1事業所・2施設）	継続	・引き続き、新規で指定した事業所等の育成・支援を基本に、運営指導を行う。 ・苦情通報等があった事業所等に対し、必要に応じて監査を行う。	・ 指定基準違反、不正請求やその疑いが発生しないよう、引き続き指導等を徹底する必要がある。 ・ 苦情通報等があった事業所等に対し、必要に応じ監査を行い、確実な事実関係の把握及び指導等を行う必要がある。	・引き続き、新規で指定した事業所等の育成・支援を基本に、運営指導を行う。 ・苦情通報等があった事業所等に対し、必要に応じて監査を行う。	高齢者支援課 施設介護班 居宅介護班
90	(5)	③ ○有料老人ホーム等への立入検査等【再掲】（4）④	・25件の有料老人ホーム等（熊本市を除く。）に対し、立入検査を実施するとともに、オンラインを活用した運営研修（集団指導）を実施した。	継続	・引き続き、有料老人ホーム等（熊本市を除く。）に対し、計画的な立入検査を実施するとともに、オンラインを活用した運営研修（集団指導）を実施する。	・全体の施設数に対して、年間を通して実際に立入検査を実施できる施設数が少ないことが課題である。	・引き続き、有料老人ホーム等（熊本市を除く。）に対し、 計画的な立入検査を実施するとともに、オンラインを活用した運営研修（集団指導）を実施 する。	高齢者支援課 施設介護班
91	(5)	③ ○介護サービス情報の公表推進	・年度公表計画を策定し、介護サービス事業者のサービス内容や運営状況に関する情報を厚労省公表システムにて公表を行った。 【公表スケジュール】 ・R7.8月～ 計画策定・HP掲載・新規事業所等への通知、報告開始 ・R7.10月～ 公表開始	継続	・年度公表計画を策定し、介護サービス事業者のサービス内容や運営状況に関する情報を厚労省公表システムにて公表を行った。 【公表スケジュール予定】 ・R8.8月～ 計画策定・HP掲載・新規事業所等への通知、報告開始 ・R8.10月～ 公表開始	・R6.4から 財務諸表の添付が義務化されたが、添付されていない事業所もみられるため、制度についてさらに周知を図る必要がある。	・引き続き、介護サービス事業者のサービス内容や運営状況に関する情報を、厚労省公表システムにて公表を行う。	高齢者支援課 居宅介護班
92	(5)	③ ○福祉サービス第三者評価の推進	・公正・中立性及び専門性の確保のための評価調査者の養成研修、継続研修及び受審促進のための取組みを実施した。	継続	・公正・中立性及び専門性の確保のための評価調査者の養成研修、継続研修及び受審促進のための取組みを実施する。	・評価機関における 評価調査者の確保支援及び評価者養成・継続研修の強化が必要。 ・ 義務化されている社会的養護施設以外のサービス事業所における受審率が伸び悩んでいる。	・引き続き、 評価調査者の養成・継続研修や受審促進のための取組みを実施 する。	社会福祉課 指導監査班
93	(5)	④ ○介護給付適正化の取組への支援等	・市町村における介護給付適正化の取組みを支援するため、下記の取組みを実施した。 【実施スケジュール】 ①介護給付適正化研修会（対象：市町村担当職員） R8.3.4 介護給付適正化研修 ②医療情報突合・縦覧点検が低迷している市町村への実地支援 R7.10月～12月の間で10市町村に実施 ③ケアプラン点検支援体制の構築（対象：市町村担当職員、介護支援専門員等） R7.9.12 ケアプラン点検研修基礎編 R7.10.28 ケアプラン点検研修実践編	継続	・市町村における介護給付適正化の取組みを支援するため、下記の取組みを実施する。 ①介護給付適正化研修会（対象：市町村担当職員） ②医療情報突合・縦覧点検が低迷している市町村への実地支援 ③ケアプラン点検研修（対象：市町村担当職員、介護支援専門員等）	・市町村では、職員数が限られる中、ケアプラン点検や医療情報との突合・縦覧点検にあたっては、 帳票の読み取り等専門知識を要する業務が多く、対応範囲も広い ため、 実施負担が大きくなっている 。また、人事異動等により ノウハウの継承が困難 。	・ すべての市町村で介護給付適正化主要3事業を安定的・継続的に実施できる体制を構築 する必要がある。 ・市町村の実情を踏まえた実践的な研修や助言を行い、職員の専門性向上を支援する。 ・人員不足等により生じる市町村ごとの取組状況の格差は正のため、多くの課題を抱え取組が進まない小規模町村に対する集中的な支援を行う。	認知症施策・地域ケア推進課 市町村支援班
94	(6)	① ○施設等における災害対策の強化	・高齢者施設等における非常用自家発電設備や給水設備、垂直避難用エレベーター、スロープ等の設置や災害危険区域からの移転を支援するなど、様々な災害を想定した施設整備を推進した。（非常用自家発電設備：8件、給水設備：2件、水害対策：1件、防災改修：1件）	継続	・引き続き、高齢者施設等における非常用自家発電設備や給水設備、垂直避難用エレベーター、スロープ等の設置や災害危険区域からの移転を支援するなど、様々な災害を想定した施設整備への助成を行う。	非常用自家発電設備の整備や改修等を要する 高齢者施設等を支援 する必要がある。	・引き続き、高齢者施設等における非常用自家発電設備や給水設備、垂直避難用エレベーター、スロープ等の設置や災害危険区域からの移転への支援など、様々な災害を想定した施設整備への助成を行い、防災性の向上を推進する。	高齢者支援課 施設介護班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けての課題等	④ 第10期計画における取組の方向性	担当課・班
重点分野	主要施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容			
(6)	①	○要配慮者利用施設への支援		継続	・引き続き、施設等への情報提供（避難の実効性の確保に資するための留意点、要配慮者利用施設避難確保計画作成等に関する情報等をホームページ掲載及び集団指導等で周知）及び気象予報に基づく注意喚起を実施する予定。 ・各施設等の要配慮者利用施設避難確保計画の作成状況を確認。未作成の施設に対しては、個別に作成を依頼する。	・要配慮者利用施設において災害時に円滑に避難活動が図られるよう、施設への情報提供等を引き続き実施し、防災訓練等の実施により、策定した計画の実効性を確保する必要がある。	・引き続き、市町村防災計画で要配慮者利用施設と定められている高齢者施設等について、各施設の防災対策の取組み状況を把握するとともに、災害時に円滑に避難活動が図られるよう市町村と連携しながら支援を実施していく。	高齢者支援課 施設介護班
(6)	①	○事業継続計画（BCP）策定等への支援		継続	・事業継続計画（BCP）策定等が義務付けられていることを、引き続き周知していく。 ・個別運営指導や各種届出に係る指導の機会をとらえ、策定等の支援を行う。 ・策定等が義務付けられたことを集団指導において周知する。	事業継続計画（BCP）未策定事業所への支援が必要。	運営指導や各種届出に係る指導の機会をとらえ、策定の確認を行い、引き続き、未策定事業所には個別に指導等を行う。	高齢者支援課 企画班 施設介護班 居宅介護班
(6)	①	○専門家や地域住民と連携した防災対策への支援		継続	・引き続き、梅雨期及び台風期に備えた防災態勢の強化を図るため、緊急連絡先や避難に向けた留意事項を介護施設等へ周知した。	・災害時の防災態勢のさらなる強化を図るため、意識向上のための研修等を引き続き行うとともに、施設が災害による被害を受けた場合の自治体、地域住民との情報共有や連携の在り方についての体制づくりを進める必要がある。	・引き続き、高齢者施設等において、災害への対応力強化が図られるよう、専門家による防災研修や、住民参加型の防災訓練の実施等を支援していく。	高齢者支援課 企画班 施設介護班 居宅介護班
(6)	①	○避難行動要支援者の実効性のある避難支援体制の確保		拡充	・市町村における個別避難計画の実効性の更なる向上を目的に、市町村職員及び地域関係者に対してアドバイザー派遣事業を継続して実施する。 ・新規事業として、個別避難計画に関する市町村間の情報共有、意見交換を通して作成率の向上及び実行性を高めるための市町村職員を対象とした個別避難計画推進会議を実施する。	災害時の迅速な安否確認や避難行動につなげるため、計画の実効性を高める必要がある。また、個別避難計画の作成率を高めるため市町村職員へのフォローアップが必要である。	アドバイザー派遣事業を通して、個別避難計画の実効性を高めるとともに、個別避難計画推進会議の実施により市町村職員へのフォローアップを行い作成率向上を目指す。	健康福祉政策課 地域支え合い支援室 すまい・生活再建支援班
(6)	①	○災害時の被災者支援体制の整備		拡充	・熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCA T、熊本DWAT）の隊員を募集し名簿を整備するとともに、協定締結団体との連絡会を実施した。 ・災害時、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCA T、熊本DWAT）の派遣を円滑かつ迅速に行うため、災害時初動対応訓練を実施した。 ・令和7年8月豪雨において、上天草市に派遣し、福祉専門職による在宅避難者の各戸調査票の再精査を実施した。	・新体制整備に伴う熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCA T、熊本DWAT）の円滑な派遣のための環境整備や実践的な取組体制の構築が必要。	・新体制整備によって、被災地におけるあらゆる福祉的ニーズに対応するとともに、訓練、研修を通して発災時の円滑な支援を目指す。	健康福祉政策課 地域支え合い支援室 すまい・生活再建支援班
(6)	②	○迅速かつ適切な情報提供		継続	・感染症が流行した際や厚生労働省からの依頼等があった場合は、感染対策をまとめた注意喚起等、高齢者施設に対して迅速かつ適切な情報提供を行った。	・平時より、感染症防止対策を講じるとともに、感染症の特徴に合わせた対応等について、迅速かつ適切に情報提供を行うことができる体制構築が重要。	・感染症が流行した際や厚生労働省からの依頼等があった場合は、感染対策をまとめた注意喚起等、高齢者施設に対して迅速かつ適切な情報提供を行う。	高齢者支援課 企画班 施設介護班 居宅介護班
(6)	②	○平時における感染対策		継続	・感染予防に関する高齢者施設からの個別相談への対応や、必要に応じて、感染予防対策をまとめた注意喚起等、適切な情報提供を行った。 ・有料老人ホームの立入検査では、面会の適切な実施を、指導の重点項目の一つに位置付け、各施設での面会の実施状況の確認を行うとともに、面会に関するリーフレットを配布し感染対策を踏まえて適切な面会ができるよう指導を行った。	・感染予防に関する高齢者施設からの個別相談への対応や、必要に応じて、感染予防対策をまとめた注意喚起等、適切な情報提供を実施する。 ・有料老人ホームの立入検査では、面会の適切な実施を、指導の重点項目の一つに位置付け、各施設での面会の実施状況の確認を行うとともに、面会に関するリーフレットを配布し感染対策を踏まえて適切な面会ができるよう指導を実施する。	・感染予防に関する高齢者施設からの個別相談への対応や、必要に応じて、感染予防対策をまとめた注意喚起等、適切な情報提供を継続する。	高齢者支援課 企画班 施設介護班 居宅介護班

第9期計画			① 令和7年度 取組実績	② 令和8年度 取組内容		③ 第10期計画に向けて の課題等	④ 第10期計画における 取組の方向性	担当課・班	
重点 分野	主要 施策	個別施策		新・拡・継	具体的な取組内容				
2	(6)	②	○平時における感染対策	継続	・新興感染症の発生・まん延に備えるため、高齢者施設等において一定の医療提供等ができるよう、引き続き、医療機関との医療措置協定の締結を推進する。また、関係機関との協議を通じて、医療提供に係るルールづくりに取り組む。	・高齢者施設等で療養する患者への医療提供等については、多様な関係者との役割分担や連携体制の構築が必要。	・引き続き、医療措置協定の締結に取り組むとともに、関係機関との協議を通じた医療提供に係るルールづくりに取り組む。	健康危機管理課 危機対処・企画班	
3	(6)	②	○新興感染症が発生した場合の対応等		継続	・新興感染症が発生した場合に適切に対応できるよう、平時から上記の対策を継続する。	・新興感染症が発生した場合に適切に対応できるよう、平時から上記の対策が必要。	・新興感染症が発生した場合に適切に対応できるよう、平時から上記の対策を継続する。	高齢者支援課 企画班 施設介護班 居宅介護班
4	(6)	②	○新興感染症が発生した場合の対応等		継続	・平時における関係機関との協議を踏まえ、高齢者施設等で療養する患者への医療提供体制を速やかに整備する。	・発生した感染症の特徴やまん延状況等に応じて、より適切な医療提供体制への見直し・改善が求められる。	・平時における関係機関との協議の場を有事にも活用し、状況変化に応じて速やかに医療提供体制の見直し・改善を図る。	健康危機管理課 危機対処・企画班